

○中間市スポーツ推進委員に関する規則

昭和37年4月1日教育委員会規則第1号

中間市スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数及び委嘱)

第2条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とし、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第3条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について次の職務を行う。

(1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。

(2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

(3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力すること。

(4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。

(5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導的助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は教育長が定める。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職務の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月30日教委規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月1日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月1日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中間市体育指導委員に関する規則第2条の規定により委嘱されている中間市体育指導委員の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の中間市スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定により委嘱されている中間市スポーツ推進委員とみなす。